

国民年金保険料免除制度があります

経済的な理由等で国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

※申請窓口は町民福祉課（377-5653）です。

全額免除制度

保険料の全額（14,410円）が免除
全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が1/3として計算されます。

☆☆全額免除となる所得の「めやす」☆☆

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

$$(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35\text{万円} + 22\text{万円}$$

※申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※平成20年4月～6月分の申請については、前々年（平成18年）の所得で審査を行います。

一部納付（一部免除）制度

保険料の一部を納付、残りの保険料は免除

一部納付は3種類です。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

- ・4分の1納付（保険料額 3,600円）→ 年金額1/2
- ・半額納付（保険料額 7,210円）→ 年金額2/3
- ・4分の3納付（保険料額 10,810円）→ 年金額5/6

☆☆一部納付となる所得の「めやす」☆☆

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

- 4分の1納付 → 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 半額納付 → 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 4分の3納付 → 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

※申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります

※平成20年4月～6月分の申請については、前々年（平成18年）の所得で審査を行います。

(注) 一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

有料広告掲載欄

中小企業の経営者・
個人事業主の皆様へ

朝明商工会会員様向けの特別融資!



くわしん
パートナーズローン

運転資金・設備資金など、詳しくは、支店窓口にてご相談ください。

桑名信用金庫 朝明支店 三重郡朝日町小向350-1
TEL 059-377-5005

疑問や悩みはココで解決!

年金のご指定・年金相談会のご予約・年金受取手続方法・
その他年金に関するご相談は……

三重銀行 年金サポートデスク

フリーダイヤル

0120-547-276

までお気軽にお問い合わせください。

受付時間/平日9:00~17:00

〒510-0087 四日市市西新地7番8号